

殿

税務署長 (印)

_____免許取消しの聴聞通知書

行政手続法第 13 条の規定に基づき、次のとおり聴聞を行うこととしましたので、行政手続法第 15 条第 1 項の規定により通知します。

なお、あなた又は参加人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」といいます。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

また、あなたは聴聞が終結する時までの間、免許取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を請求することができます。

免許取消しの内容		_____ <u>免許</u> (製造場又は販売場所在地：)の取消し	
予定される免許取消しの根拠となる法令の条項		酒税法第 条第 号	
免許取消しの原因となる事実			
聴聞の期日		令和 年 月 日 午 時 分から	
聴聞の場所		税務署 (所在地：)	
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	税務署 部門 (電話：)	
	所在地		
聴聞の主宰者		税務署 連絡先 (税務署 電話：)	

- (備考) 1 病気その他のやむを得ない理由があるときは期日の変更を申し出ることができます。
- 2 代理人に聴聞に関する一切の行為をなす権限を委任することができます。(委任することを明示した書類が必要です。)
- 3 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

1 この通知書を配達証明付内容証明郵便で送達する場合は、日本郵便株式会社の内国郵便約款第5章第6節《配達証明》及び第7節《内容証明》の規定に十分留意の上、次により作成する。

(1) 内容証明郵便は、複写により3通（1通郵便局保管、1通相手方送付、1通差出人保管）作成する。

(2) 用紙は、1行20字（記号は、1個1字とする。）以内、1枚26行以内で作成する。ただし、横書きで作成するときは、1行13字以内、1枚40行以内又は1行26字以内、1枚20行以内で作成することができる。

(3) 用紙の枚数が2枚以上にわたるときは、その綴目に契印すること。

(4) 用紙内には、差出人（発信者）と受取人（受信者）の住所、氏名を末尾余白に付記すること。

（記載例）

令和	第	号
年	月	日
甲野	一郎	殿
〇〇	税務署長	〇〇〇〇〇〇
免許取消しの聴聞通知書		
次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第十五条第一項の規定により通知します。		
一 免許取消しの内容		
（略）		
この通知書を持参してください。		
（付記）		
差出人	〇〇市〇〇町〇〇番地	
受取人	〇〇税務署長〇〇〇〇	
甲野一郎	△△市△△町△△番地	

（注） 内容証明郵便は、開封したまま郵便局に提出し、証明を受けてから封入すること。

2 標題及び本文の「_____免許」には、酒類（酒母・もろみ）製造免許又は酒類販売業免許の区分を記載する。

なお、製造免許については、免許の区分に応じ「清酒製造免許」等と記載する（以下同じ。）。

3 「免許取消しの内容」欄には、「〇〇免許（△△場所在地：△△市△△町△△番）の取消し」と記載する。

4 「免許取消しの根拠となる法令の条項」欄には、例えば「酒税法第12条第3号」等の免許の取消しの根拠となる酒税法上の条項を記載する。

5 「免許取消しの原因となる事実」欄には、例えば「3年以上酒類の製造を行っていないもの」等の免許取消しを予定する原因となった事実を記載する。

6 「聴聞に関する事務を所掌する組織」の「名称」欄には、当該聴聞事務を所掌する税務署名及び部門名を記載する。

なお、聴聞期日・場所の変更や文書等の閲覧請求に関する事務を聴聞実施官署以外の署で担当する場合は、備考欄に追記するなど、連絡・照会先の所在を明確にする。

7 「聴聞の主宰者」欄には、聴聞の主宰者の所属官署名及び氏名を記載する。

なお、連絡先には、聴聞主宰者が聴聞を実施するに当たり、聴聞実施官署に併任されている場合には、併任前の所属官署を記載する等、必ず聴聞対象者が連絡できるよう留意する。